

” 相続税の優遇措置について”

先日「相続財産の一部を寄付したいと考えています。この場合、税金はかかるのですか」と言う問い合わせがありました。

相続により取得した財産の一部または全部を寄付していただいた場合、寄付された財産について相続税は課税されません。